

令和8年度

埼玉県児童養護施設退所者等に対する

自立支援資金貸付の手引き

令和8年3月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

目次

| | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 事業の概要 | 1 |
| 2 | 児童養護施設等及び里親等への協力依頼事項 | 3 |
| 3 | 借入れ相談から送金までの流れ | 4 |
| 4 | 貸付後の流れ(在学中の手続き、返還の猶予、返還の免除) | 7 |
| 5 | 返還 | 9 |
| 6 | 届出義務 | 10 |
| 7 | 関係機関等との連携 | 11 |
| 8 | 様式一覧 | 11 |
| 9 | 問い合わせ先 | 12 |
| ○ | 医療機関を定期的に受診する進学者への医療費加算 | 12 |

1 事業の概要

(1) 事業の目的

埼玉県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業所（以下「児童養護施設等」）に入所中又は里親又はファミリーホーム（以下「里親等」）に委託中の方及び児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方に対して、「自立支援資金」を貸付けることにより、円滑な自立を支援することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」）が行います。

(3) 貸付金の種類・貸付対象者・貸付期間・貸付額

埼玉県内の児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方、及び進学や就職の機に児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方（退所又は解除後5年以内の方）は、以下①～③の貸付について、それぞれ1回まで申請することができます。

①生活支援費

- ・児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「進学者」）に在学する方（以下「進学者」）

②家賃支援費

- ・進学者
- ・児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず就職している方（以下「就職者」）

③資格取得支援費

- ・児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の方又は児童養護施設等を退所した方若しくは里親等の委託を解除された方で、就職に必要な資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」）

※「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいいます。

※「在学期間」は、原則として正規の修学期間ですが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中も含まれます。

※児童自立生活援助事業における一般生活費が支弁される場合、①生活支援費の申請はできません（併用不可）。

※③資格取得支援費の貸付を受けた方が、資格を取得する見込みがなくなった場合は、貸付けた資金を返還していただきます。

(例) 自動車運転免許の取得のため教習所に申込み、同時に貸付を申請・決定・送金となったが、教習の有効期限までに免許を取ることができなかった ⇒ 返還

◆貸付対象者・貸付期間・貸付額の一覧

| 資金の種類 | 貸付対象者 | | | 貸付期間 | 貸付額 |
|-----------------|-------------------------------|------------|------------------|---|--|
| | 退所又は委託解除から 5年以内の方 | | 入所中 又は 委託中 | | |
| | 進学者 新入学者及び 在学中の者 | 就職者 | | | |
| 生活 支援費 | ○ | — | — | 在学期間 | 月額 50,000 円 以内 ※定期的に医療機関を受診する進学者 については、医療費加算申請が可能 P12参照 |
| 家賃 支援費 | ○ | ○ | — | 進学者 在学期間 就職者 2年間 | 1月あたりの家賃相当額 (管理費・共益費含む) ※居住地域の生活保護制度上の住宅扶 助基準額(単身世帯の額)が上限(下 表参照) ※「希望の家事業」利用者は対象外。 |
| 資格 取得 支援費 | ○ | ○ | ○ | 一括交付 | 資格取得に要する費用の実費 250,000 円以内 (千円未満切捨て) 【入所中又は委託中の方】 自動車運転免許を取得する際、 他の給付金が利用可能な場合が あります。給付金の利用を優先 させ、貸付額が抑えられないか ご確認ください。 実際の支払金 額から給付金額を差し引いた額 を申請することになります。 給付金の例 資格取得等特別加算費 (57,620 円) / 指定自動車教習所協 会 (50,000 円) / 子どもの暮らし応 援事業 (185,000 円) |

◆埼玉県内の住宅扶助基準額一覧 (平成27年7月～)

| 級地 区分 | 金額 | 市町村 |
|----------|---------|--|
| 1 級地 | 47,700円 | 川口市、所沢市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市 |
| | 45,000円 | さいたま市 |
| 2 級地 | 43,000円 | 熊谷市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、志木市、 桶川市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、(入間郡)三芳町 |
| | 42,000円 | 川越市 |
| 3 級地 | 37,000円 | 行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、 深谷市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、 吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、鳩山町、 宮代町、杉戸町、松伏町、滑川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、 皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町 |

(4) 申請期間

| | | |
|----------------|------------------------------|---------------------------------|
| 生活支援費 家賃支援費 | 令和8年4月からの貸付を希望する場合 | 令和8年3月4日(水)から 令和8年5月29日(金)まで |
| | 申請時点からの貸付を希望する場合 | 随時受付 |
| 資格取得 支援費 | 令和7年4月から令和8年3月に費用が 発生した場合 | 令和8年5月29日(金)まで |
| | 令和8年4月以降に費用が発生する場合 | 随時受付 |

(5) 利子

無利子

(6) 連帯保証人及び法定代理人の同意

原則として、連帯保証人は1名必要です。ただし、連帯保証人を立てない場合であっても、貸付を申請することができます。

【連帯保証人を立てる場合】

次の各要件を全て満たす個人とします。借受者と連帯して債務を負担するものとし、借受人が返還できない場合は、連帯保証人が返還することとなります(延滞利子を含む)。なお、申請書類受付後、連帯保証の意思確認のために連帯保証人へ電話連絡をすることがあります。連絡がつかない場合は審査を進めることができず、申請書類を返却することがあります。

- ①日本国籍を有する方又は永住者もしくは特別永住者等である。
- ②申込時点で75歳未満である。
- ③無収入や非課税、生活保護受給者等ではなく、貸付金を確実に返済できる収入等がある。
- ④借受希望者が未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人であること。

※連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、法定代理人に加えて、別に返済能力のある連帯保証人(原則近親者)を立てていただきます。

【連帯保証人を立てない場合】

児童養護施設・児童自立生活援助事業所の施設長(ファミリーホーム・里親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書(様式第7号)を提出してください。

2 児童養護施設等及び里親等への協力依頼事項

本貸付事業において、児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者の円滑な自立のために、下記について協力くださるようお願いいたします。

【借入れ相談から送金まで】

- ①借受希望者から借入れ意思の確認をし、書類作成に関する支援をしてください。
- ②推薦書(様式第3号)を作成してください。
- ③申請書類一式をとりまとめ、県社協に提出(面接時に持参)してください。
また、面接時は同席してください。
- ④貸付決定後の借用証書等の作成の支援をしてください。

【貸付後】

- ① 定期的に借受人と連絡をとっていただき、状況に変化がないか確認してください。
- ② 県社協が借受人と一定期間連絡が取れない場合や提出日を過ぎても書類が未提出の場合等の際は、施設又は里親等を通じて状況の確認や書類提出をお願いします。
- ③ 貸付後に状況の変化があった場合は、県社協へ連絡してください。万一、返還が生じた場合は、返還手続きの支援及び生活状況の確認を適宜行ってください。

3 借入れ相談から送金までの流れ

(1) 事前相談

借受希望者は、本手引きを一読し、貸付内容や返還免除までの流れを理解したうえで、施設等の担当者に御相談ください。

5年間（資格取得支援費は2年間）、週20時間以上の仕事に就き（雇用形態不問・転職可）、返還の免除が決定するまで、在学状況、就業状況を毎年一回県社協に届け出る（学校や会社に書類の記入等をお願いする必要があります）意思があることを施設の担当者に伝えてください。

相談の結果、貸付を希望する場合は、施設等の担当者から県社協に電話で御連絡ください。

(2) 埼玉県 退所者支援 事業の利用

事前に「退所者等アフターケア事業」の委託事業者と支援契約を結んでいただきます（**就職者は必須**、進学者は任意）。これは、離職をした場合などの速やかな再就職支援を行うためです。

当事業については、次の窓口まで御相談ください。

「退所者等アフターケア事業」委託団体・事務所

一般社団法人 コンパスナビ

電話：048-815-4111

ホームページ：<https://compass-navi.or.jp/index.html>



↑こちらからも
アクセス可能です

(3) 面接・ 申請書類の 提出

申請書類を提出する際には、借受希望者、施設等の担当者又は里親等、県社協の三者による面接を行います（生活支援費・家賃支援費の申請をする場合は**必須**、資格取得支援費のみの申請をする場合は**不要**）。

これは、貸付制度の内容を十分に理解いただくとともに、三者が面識を持ち、気軽に相談できる関係をつくるために行うものです。

【施設等の担当者の準備】

①面接日の設定（面接がある場合）

施設等の担当者は、あらかじめ面接希望日時を第3希望まで検討し、県社協へ御連絡ください。県社協担当者が貸付対象になるか確認のうえ、面接の日程を調整します。原則として平日10時～16時（要相談）に彩の国すこやかプラザで行います。

②借受希望者の書類作成のサポート

【借受希望者の準備】

①申請書類の作成

②面接当日

- ・ 申請書類を持参してください。書類内容や、次の点等を確認します。
 - 資金借入の意思、必要性（希望する理由、修学・就労状況等）
 - 資金貸付のしくみ（申請から免除・返還までの流れ等）
 - 借入希望内容（資金種類、申請額等）
 - 今後の連絡調整における役割・約束事
- ・ 私服でお越しください。

| | 提出書類名 | 生活 支援費 | 家賃 支援費 | 資格 取得 支援費 | 備考 |
|---|----------------------------------|-----------|-----------|-----------------|--|
| ① | 貸付申請書（様式第1号） | ○ | ○ | ○ | |
| ② | 誓約書（様式第2号） | ○ | ○ | ○ | |
| ③ | 同意書（様式第16号） | ○ | ○ | ○ | |
| ④ | 推薦書（様式第3号） | ○ | ○ | ○ | 児童養護施設等・里親等が作成 |
| ⑤ | 【連帯保証人を立てない場合】 意見書（様式第7号） | ○ | ○ | ○ | 児童養護施設等・児童相談所が作成 |
| ⑥ | 申請者の住民票 | ○ | ○ | ○ | 本籍の記載があり、マイナンバーの記載がなく、3か月以内に取得したもの |
| ⑦ | 【連帯保証人を立てる場合】 連帯保証人の住民票 | ○ | ○ | ○ | |
| ⑧ | 【連帯保証人を立てる場合】 連帯保証人の収入を証明するもの | ○ | ○ | ○ | 課税証明書 |
| ⑨ | 在学又は雇用されていることを証明するもの | ○ | ○ | | 進学者：合格決定通知書、在学証明書等 ※学生証のコピーは不可 就職者：雇用契約書、在職証明書等 |
| ⑩ | 家賃の金額がわかるもの | | ○ | | 賃貸契約書等 |
| ⑪ | 「退所者等アフターケア事業」の支援契約書 | | ○ | | 就職者のみ |
| ⑫ | 取得を希望する資格の内容や費用の内訳等がわかるもの | | | ○ | 領収書、請求書・見積書・コンパスキの予約確認書等 ※費用の根拠がわかる書類 通帳のコピーのみは不可 ※借受希望者の名前が入っているもの |
| ⑬ | 措置・委託解除通知書 | ○ | ○ | ○ | 解除者のみ |
| ⑭ | 申請チェックリスト | ○ | ○ | ○ | |

※申請書類等の所定様式は、県社協ホームページからダウンロードできます。

※写はコピーを提出してください

※申請書類の作成で、消せるボールペンや修正液（テープ）の使用はできません。

訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押印してください。

※資格取得支援費のみを申請する場合、面接はありません。下記住所あてに申請書類一式を送付してください。

※生活支援費の医療費加算を申請する場合は、上記以外の資料を依頼することがあります。12ページ下部をあわせてご確認ください。

【お問い合わせ・送付先】

住所：〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

彩の国すこやかプラザ内

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 1階 福祉人材センター

電話：048-824-3370

ホームページ：https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_17.html

**(4) 審査・
貸付決定**

貸付審査後、貸付の可否について借受希望者及び施設等又は里親等に送付されます。

※貸付が決定すると、電話でやりとりをすることがあります。電話は、「048-824-3370」からかけますので、スマートフォン等に番号を登録しておいてください。

**(5) 借用証書
の提出**

貸付の決定を受けた者（以下「借受者」）は、印紙税法に定める額の収入印紙を貼り付けた借用証書（様式第4号）、印鑑登録証明書（3か月以内に取得した借受希望者・連帯保証人の分）、振込口座申込・変更申請書（様式第5号）等を県社協に提出してください。

**(6) 資金の
交付**

資金は、以下のとおり各指定口座に送金します。

| 資金の種類 | 送金時期 | 備考 |
|---------|-----------------|-------------------------------|
| 生活支援費 | 初回送金後は 毎月15日 | 複数の資金を借りる場合、各資金を合算した金額を送金します。 |
| 家賃支援費 | | |
| 資格取得支援費 | 一括振込 | |

【その他契約の解除及び貸付の休止】

(1) 契約の解除

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日が属する月の翌月分以降の自立支援資金の貸付は解除となります。

- ① 進学者が大学等を退学したとき
- ② 就職者が就職先を離職したとき
- ③ 進学者・就職者が死亡したとき
- ④ 進学者・就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑤ 虚偽その他不正な方法により資金の貸付を受けたことが明らかになったとき
- ⑥ その他県社協会長が資金貸付の必要がないと判断したとき

貸付契約が解除となる場合は、借受者である進学者又は就職者が貸付期間中に「契約解除届」（様式第14号）により、契約解除を申し出てください。

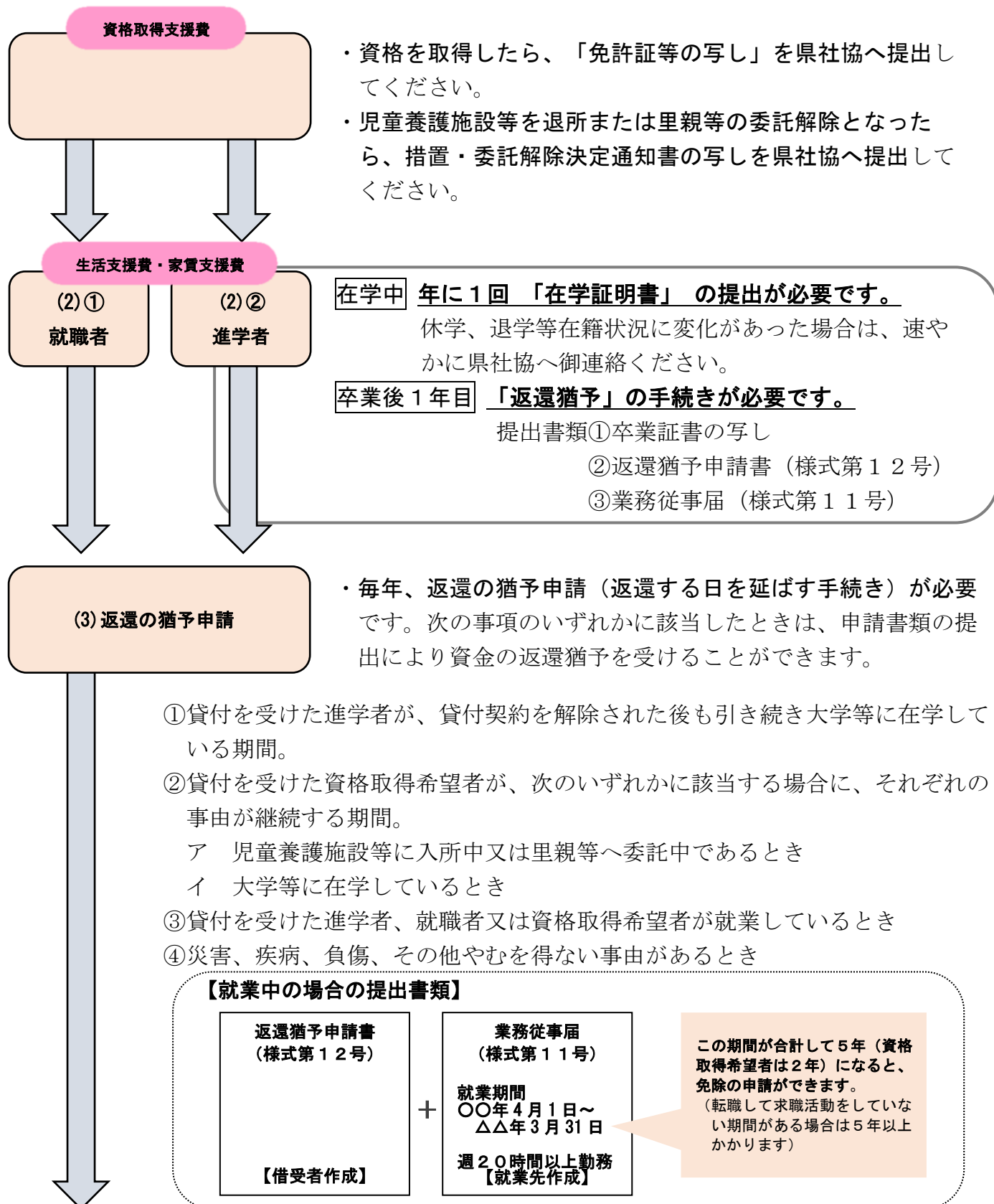
(2) 貸付の休止

停学の処分を受けたときは、その日が属する月の翌月分から、復学した日の属する月の分まで、資金の貸与は行いません。

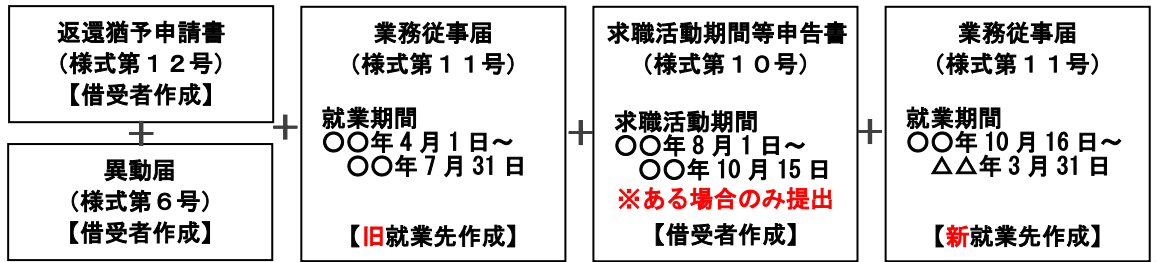
4 貸付後の流れ（在学中の手続き、返還の猶予、返還の免除）

返還の免除が決定するまでの間は、1年ごとに現在の状況を確認するための書類の提出が必要です。毎年（5月頃）県社協から書類提出に関する通知を送付しますので、期限までに必要書類の提出をお願いします。

なお、書類の提出が無い場合、貸付けた資金の返還が生じます。



【転職した場合の提出書類】



**(4) 返還の
猶予決定**

県社協は申請内容を審査し猶予の承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知します。

**(5) 返還の
免除申請**

次の免除要件に該当する場合は、貸付金の全額が返還免除となります。
なお、就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなった場合も、同様とします。

| 返還免除要件 | |
|---------|---|
| 進学者 | 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき |
| 就職者 | 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき |
| 資格取得希望者 | 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた者は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき |

返還の免除の「5年間（2年間）引き続き就業を継続したとき」の考え方について

- ①雇用形態に限らず、1週間の所定労働時間は20時間以上とする。（転職可）
- ②進学者は、児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除され、大学等を卒業した後の就業から計算が開始される。
- ③就職者は、児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除され、貸付が開始された月から計算が開始される。
- ④児童養護施設等を退所前又は里親等の委託を解除前に資格取得支援費の貸付を受けた者のうち、進学する者は②と同様の考え方となる。就職する者は、貸付決定後の就業から計算が開始される。
- ⑤一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入することができる。
- ⑥災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職した場合
 - ・離職の後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとする。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入できない。
 - ・その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

返還免除要件に該当する場合、返還の免除申請を行います。

【返還の免除申請時の提出書類】

返還免除申請書
(様式第13号)

【借受者作成】

+

業務従事届
(様式第11号)

就業期間
〇〇年〇月〇日～
△△年△月△日

週20時間以上勤務
【就業先作成】

(6) 返還の
免除決定

県社協は申請内容を審査し免除の承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知します。

5 返還

(1) 返還の内容・返還期間・方法

次の事項のいずれかに該当したとき（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還いただきます。

- ① 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- ② 貸付を受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- ③ 資格取得支援費の貸付を受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき（以下のいずれかに該当する場合はいいます）

- ・ 資格を取得するための課程の履修を中止したとき
- ・ 心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ・ 死亡したとき
- ・ その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき

- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(2) 返還の流れ

- ① 返還の事由が発生後、速やかに県社協へ連絡する
- ② 「契約解除届（様式第14号）」 「返還計画申請書（様式第9号）」を提出
- ③ 申請書類をもとに審査
- ④ 「納入通知書」を送付
- ⑤ 送付された納入計画に沿って指定された期日までに指定口座に振込
- ⑥ 返還完了後借受人及び連帯保証人に「返還完了通知書」の送付と借用証書等を返却

(3) 延滞利子

正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※次の要件に該当する場合は、返還債務の額の全部又は一部が免除となる場合があります。なお、免除額は就業を継続した期間により決定します(審査があります)。

①全部又は一部を免除

- ・ 死亡、又は障害により貸付金を返還することができなくなったとき

②一部を免除

- ・ 貸付を受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付を受けた期間以上就業を継続したとき
- ・ 貸付を受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

6 届出義務

次のいずれかの事項に該当したときは、速やかに県社協に連絡し、以下の所定の様式等を提出しなければなりません。

当資金の借受者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出を行う必要があります。これらの届出は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出がない場合、返還の免除や猶予が受けられなくなることがあるので、速やかに届出を行うようにしてください。

なお、以下の例示にない場合は、個別にお問い合わせください。

| | 届出を要する事項 | 所定の様式・提出物 |
|---|---|--|
| ① | 借受者または連帯保証人の届出内容に変更があったとき (住所・氏名・電話番号・勤務先) | ・ 様式第6号 ・ 住所変更の場合：新住所のわかる住民票 (<u>本籍記載あり</u> 、マイナンバー記載なし、3か月以内のもの) ・ 氏名変更の場合：戸籍抄本 |
| ② | 休学、停学、復学、退学したとき | ・ 大学等が発行する証明書類 |
| ③ | 留年したとき | ・ 大学等が発行する証明書類 |
| ④ | 卒業したとき | ・ 卒業証書(写) |
| ⑤ | 資格を取得したとき | ・ 取得した資格証(免許証) (写) |
| ⑥ | 借受けた資金を返還するとき | ・ 様式第9号 ・ 様式第14号 |
| ⑦ | 就職したとき | ・ 様式第11号 |
| ⑧ | 勤務先を変更したとき | ・ 様式第6号 ・ 様式第10号(求職活動期間がある場合) ・ 様式第11号(新旧勤務先から1部ずつ) |
| ⑨ | 返還の免除を申請するとき | ・ 様式第11号 ・ 様式第13号 |

7 関係機関等との連携

本貸付事業は、児童養護施設等及び里親等をはじめ、退所者等アフターケア事業委託事業者、児童相談所等の関係機関等との連携により実施します。

については、借受者の状況確認や証明書類の提供等にかかる連絡調整、事業運営における情報の共有化等を図っていきますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いたします。

8 様式一覧

各種様式は、県社協ホームページからダウンロードできます。

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_17.html



↑こちらからも
アクセス可能です

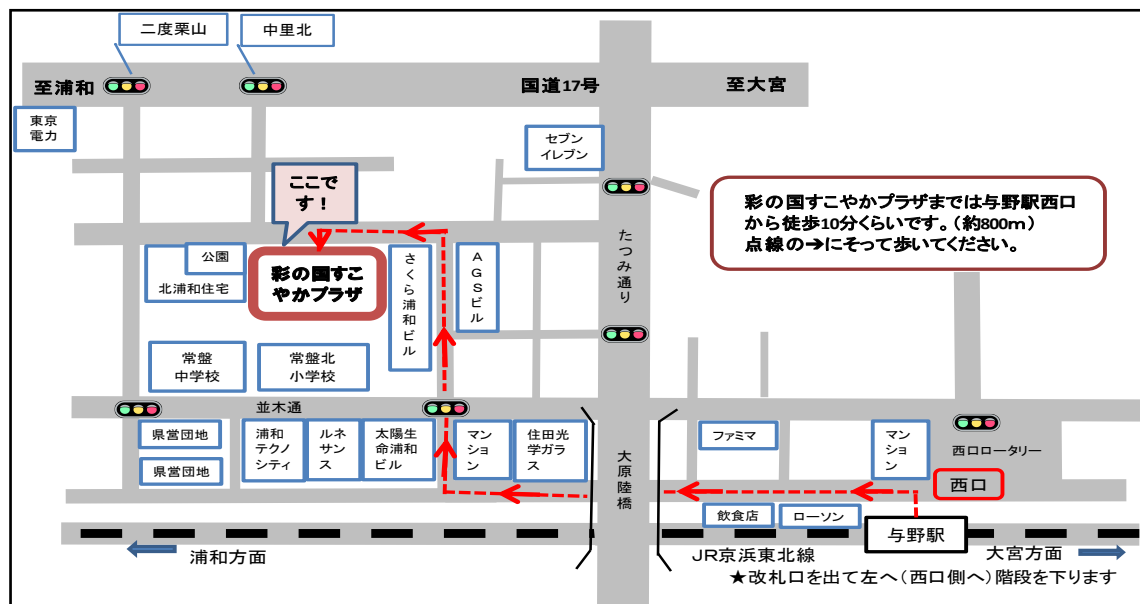
| 名 称 | 様式番号 |
|---------------|----------|
| 貸付申請書 | 様式第 1 号 |
| 誓約書 | 様式第 2 号 |
| 推薦書 | 様式第 3 号 |
| 借用証書 | 様式第 4 号 |
| 振込口座申込・変更申請書 | 様式第 5 号 |
| 異動届 | 様式第 6 号 |
| 意見書 | 様式第 7 号 |
| 貸付内容変更申請書 | 様式第 8 号 |
| 返還計画申請書 | 様式第 9 号 |
| 求職活動期間等申告書 | 様式第 10 号 |
| 業務従事届 | 様式第 11 号 |
| 返還猶予申請書 | 様式第 12 号 |
| 返還免除申請書 | 様式第 13 号 |
| 契約解除届 | 様式第 14 号 |
| 辞退願 | 様式第 15 号 |
| 同意書 | 様式第 16 号 |
| チェックリスト（申請者用） | |

9 問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター 育成資金課

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階

電話 048-824-3370



～医療機関を定期的に受診する進学者への医療費加算～

生活支援費の貸付を受けている進学者又は新たに生活支援費の貸付を受けようとする進学者のうち、医療機関を定期的に受診する者に対し、2年間を上限に医療費実費相当額を追加で貸し付けることができます。貸付を検討・希望する場合は、別途御案内いたしますので、事前に県社協へ御連絡ください。

※生活支援費の貸付が決定したのち、医療費加算の申請手続きを進めます。

※医療費加算は、毎月の定例送金と一緒に送金されます。